収　入

印　紙

選挙運動用自動車運送契約書

（ハイヤー方式）

　甲（候補者氏名）　　　　　　　　と乙（業者等氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　とは、令和6年3月24日執行（予定）の笠松町議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運送を引き受け、甲は、これに対して代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により笠松町に帰属することとならない場合には、笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額（差額）を笠松町長に請求する。

　(1) 車　　種

　(2) 登録番号（車両番号）

２　自動車の運送期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

３　自動車の運送金額は次のとおりとする。

　(1) １日当たりの金額　　　　　　　　　　　円　(ただし、1日目は、　　　　　　　円)

　　　(参考：令和6年3月19日から3月23日までの間における1日当たりの金額　　　　　　　　円)

　(2) 契約金額　　　　　　　　　　　円　(うち消費税額　　　　　　　　円)

４　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　　住所

　　　　　　　　　（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

乙　　　　住所（所在地）

（業者等）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称）

（代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

備　考

　１　公費負担の対象となる自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前から運送をしていても、立候補の届出の日の前日までに係る運送については、公費負担の対象にならないこと。

　２　乙が笠松町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。

　３　乙は、道路運送法第３条第１号ハに該当するものであること。